（多角測量法による地籍基本細部測量）

第三十五条　多角測量法による地籍基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、地籍基本多角点等又は地籍基本細部多角点（以下「地籍基本細部多角点等」という。）を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

２　前項の多角路線の次数は、地籍基本多角点等を基礎として二次までとする。

（選点図及び平均図）

第三十五条の二　地籍基本細部点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本細部点選点図及び地籍基本細部点平均図に取りまとめるものとする。

（放射法による地籍基本細部測量）

第三十六条　放射法による地籍基本細部測量は、地籍基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

２　放射法による地籍基本細部測量は、地籍基本三角測量、地籍基本多角測量又は多角測量法による地籍基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

３　放射法による地籍基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する地籍基本細部多角点等を基準方向とし、与点から地籍基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした地籍基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

４　地籍基本細部放射点の次数は、地籍基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

（標識の設置）

第三十七条　地籍基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

（観測、測定及び計算）

第三十八条　地籍基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

２　地籍基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本細部点網図及び地籍基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五款　街区点測量

（街区点測量の基礎とする点）

第四十条　街区点測量は、単点観測法によるものを除き、地籍基本多角点等及び地籍基本細部点（以下「地籍基本細部点等」という。）を基礎として行うものとする。

（多角測量法による街区点測量）

第四十一条　多角測量法による街区点測量における多角路線の選定に当たっては、地籍基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

（多角測量法による都市部官民境界基本細部測量）

第三十五条　多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、都市部官民境界基本多角点等又は都市部官民境界基本細部多角点（以下「都市部官民境界基本細部多角点等」という。）を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

２　前項の多角路線の次数は、都市部官民境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

（新設）

（放射法による都市部官民境界基本細部測量）

第三十六条　放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

２　放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は多角測量法による都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

３　放射法による都市部官民境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から都市部官民境界基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

４　都市部官民境界基本細部放射点の次数は、都市部官民境界基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

（標識の設置）

第三十七条　都市部官民境界基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

（観測、測定及び計算）

第三十八条　都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

２　都市部官民境界基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、都市部官民境界基本細部点網図及び都市部官民境界基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五節　街区点測量

（街区点測量の基礎とする点）

第四十条　街区点測量は、単点観測法によるものを除き、都市部官民境界基本多角点等及び都市部官民境界基本細部点（以下「都市部官民境界基本細部点等」という。）を基礎として行うものとする。

（多角測量法による街区点測量）

第四十一条　多角測量法による街区点測量における多角路線の選定に当たっては、都市部官民境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。